

はしがき

「これからの労働金庫のあり方を考える研究会報告書の発刊にあたって」

安田 原三

労働金庫のみならず協同組織金融機関を取り巻く環境は、最近のヨーロッパにおける金融危機に現れているようにグローバルな規模で変革がおきている。わが国の問題として少し振り返ってみても、不動産バブルの崩壊からリーマンショックによって、金融界は大きな打撃を受けてきた。これらは金融国際化・自由化から金融ビッグバンを通じて強力に進められてきた規制の撤廃、そして小泉内閣の郵政民営化に象徴される市場原理主義の徹底という形での競争の促進によって様相を一変させているといえるであろう。当時の金融機関数に比べれば、政府系金融機関の破綻・統合を始めとして民間金融機関も都市銀行とよばれた大銀行がわずか3大銀行になり、地域銀行や協同組織金融機関に至っては信用金庫、信用組合を始めとしてその数を激減させている。

現代社会は株価資本主義的な社会になっている。貨幣供給は低金利のもとで増加してきているけれども、モノの生産、流通、消費といった分野への増加につながらず金融市場に滞留し、先物などの信用取引によって収益を求めるグローバルな取引を繰り返している。自由化の進展に加え、ITの急速な進歩、普及によって間接金融から直接金融への転換が進み、証券化や先物取引等が急拡大することになった。それに伴い金融派生商品が多様に発行されることになったし、金融が本来の基礎的産業に投資するという役割を置き去りにして金儲けの手段に変質し、投機的な利益を追求することになっている。巨大ヘッジファンドの誕生によって高リスクを利用し、空売りなどの信用取引によって高収益を得ようとするのが専らおこなわれるようになった。こうなると貨幣は資産としての側面を強くし利益を求める一種の商品として取引されることに変質してしまう。ギャンブル、金融ゲームがグローバルに市場取引を占めることになってしまった。

大阪産業大学学長の本山美彦氏は『金融権力』¹ということを言われている。このような取引を強力にリードしているアメリカにおいては、「1999年の『金融近代化法』によって、それまで『グラス＝ステイーガル法』（1933年）により分離されていた銀行、証券、保険業務を傘下に持つことが許されるようになったアメリカの金融機関は、巨大なコングロマリットとなった。アメリカには日本の天下りよりももっと壮大な権力機構を構成するシステムがある。」

さらに格付け会社がこれに加わって力を拡大している。これを金融権力と捉えることができる。たとえば、連邦準備制度理事会（FRB）を創設したのはロスチャイルド、リーマン・ブラザース、ゴールドマン・サックス、チェース・マンハッタンなどの名門金融貴族であり、近年でもゴールドマン・サックス出身者がFRBや財務省の高官・スタッフに多数採用されている。

この金融複合体は、「金融」を社会に必要なモノを作り出すためにではなく金儲けをする

¹ 本山美彦（2009）より。

ための最高の「切り札」にしたのである。企業は命令されたわけでもないのに、彼らの意向に沿うよう行動してしまう。そういう意味においてこの組織は構造的権力である。格付け会社 S&P やムーディーズは世界的に活躍して権威を持つモノとして認識されているし、山一証券も問題を抱えてはいたけれども低い格付けをされたことを契機にして倒産したといえよう。融資よりも株式、債券発行という直接金融によって資金を調達するというシステムは、投資銀行にすれば従業員の雇用維持よりも財務体質の改善を進めるような企業へ資金を回す傾向を強めている。さらには、格付け会社や金融権力の行動によって金融のギャンブル化、ゲーム化が一層増大させられることにつながり、金融コングロマリットやヘッジファンドの活動する証券化と信用取引によって高収益を追求する金融構造に変わってきたとすることができる。このような金融構造をモノの動きに対応する貨幣の働き、金融へ転化させることが必要である。金融権力に対抗する一つの方法として、アメリカなどにすでに多く生まれている従業員持株制度（ESOP）を労働金庫として支援することもあるが、ギャンブル的な金融構造を従来の間接金融に戻し、預金－融資による金融、人びとの手元に金融、貨幣を戻し、モノに対応する貨幣を上回る余剰の貨幣をなくすことであろう。金融権力のような金融複合体をコントロールできる IMF、EU 通貨組織を強化するのも方法であるし、また一方では「地域通貨」の考え方や「講」なども示唆的である²。

本研究会は 2011 年 10 月に全国労働金庫協会において多方面の研究者、関係団体役員、全国労働金庫協会のスタッフによって組織、設置された。労働金庫は戦後 1950 年に、独自の根拠法がなかったために中小企業等協同組合法に基づいて信用組合として岡山、兵庫両県に設立、誕生した。1953 年に至り労働金庫法が制定施行され、各地に設立されることが進み、1966 年の沖縄県労働金庫の設立によって全国都道府県に 47 金庫が設立されるに至った。

しかし 1998 年に滋賀県、奈良県、京都、大阪、関西、和歌山県、兵庫の 7 金庫が合併することで近畿労働金庫が実現し、以降各地で合併が進んで現在の 13 金庫に集約されている。

労働金庫の業況には労働金庫を取り巻く経済社会の変化を受けて、大きく様変わりが進んでいることが指摘されている。労働組合数の減少、労働組合員組織率の減少、融資の主体を占めている住宅融資の減少、しかし一方では、増大する未組織労働者問題、パート労働者、業務委託契約労働者などの不安定収入状態にある非正規労働者の増加、さらに若年失業者問題、生活困窮者の増大、低所得者、多重債務者問題などの増加傾向が続き、NPO の増加、また、外国人労働者の増大に対しては既存金融機関では金融的な手立てが依然としてほとんど打たれていない現状などを挙げる事ができる。

さらに、社会の変革は一層急速に進んでいる。高齢者社会への変化は、老人介護、介助問題から医療制度そのものにも緊急な施策が求められている。社会保障制度を危うくしているし、年金制度では信託銀行の高リスク運用によって巨大損失を発生させた事件をも発生させている。また情報技術の進歩は極めて急速に進行しており、新しい IT 商品を生み出すとともに、グローバルにそして瞬時に情報を移転させ、金融市場に高リスク高リター

² 本山美彦（2012）より。

ンの取引いわばゲーム的取引を拡大している。このような市場の動きに対して消費者は運用資産に組み込まれた内容の変動を知らされることなく、収益を得ることはほとんど難しく損失のみが与えられていることにもなっている。

社会の変革は、消費者の行動変化から地域社会の変化として顕著に表れてきている。非営利金融組織としても市民ファンドや NPO バンクなどの誕生など労働金庫が今後どのようにそれらと連携、協働を展開するか解決すべき問題が迫ってきている。

少し私見を述べれば、労働金庫が従来の労働組合、間接組合員である労働組合員から踏み出して働く人、働こうとする人を対象に活動を展開することが第一歩であろう。そこから非正規従業員等メンバーの周辺に広げ、さらに地域社会へいかにコミュニケーションし浸透を図ることができるかであろう。

「場」を提供することでつながりを生み、社会関係資本の形成に努力することも求められるし、その場合に他の協同組織金融機関や非営利金融組織との連携、協調が求められる。その意味でも労働金庫が新たな活動展開を望まれている分野はますます拡大してきている。

このような状況を踏まえて、本研究会は、労働金庫のこれからを考えるにあたって、全国統合問題を含めてより広く種々の観点から課題を捉え、社会が労働金庫に期待しているものが何であるかを考えることとした。

本書の構成について述べておくと、

序章「新しい労働金庫の可能性」においては、現在の環境の中で労働金庫がどのような経済的・社会的要請を受けているのかを明らかにし、労働金庫の使命、機能を具体的に整理して説明している。

第1章「協同組織金融の方向性—社会からの共感を育む存在へ—」について、第1節では、協同、メンバーシップバンキング、「つながり」、ガバナンス、マルチステークホルダー等の協同組織金融機関としての視点から労働金庫を考え労働者の外延に向けたネットワークの構築、団体主義の再構成を提言している。

第2節では、社会の変化が人間生活の消費から「シェアする」といった共有、「共費」の時代に変化してきたことを指摘して、それが「コミュニティの創発」を目的として顧客と共有し、「共感」をよぶ事業を具体的に実践することが労働金庫の存在価値を高めることだと説いている。

第3節では、欧米の協同組織金融機関の例を紹介している。

第2章「時代が求める労働金庫の存在—新たなビジネスモデルを創造する—」では、これまで労働金庫が余り取り扱ってこなかった観点からの新しい指摘がなされている。

第1節では、インターネット普及という情報革命によって東京からの情報を受動的に受け取るのではなく、Twitter や Facebook によって草の根の個人からの能動的情報をマスメディアが取り上げることになり、草の根の意見が感動、共感をよび社会的に影響を持つようになった。社会的な価値観の変化から金融機関のパラダイムシフトが生じており、これまでの産業創造からリスク管理へと金融機能は移行してきており、市民参加の「市民ファンド」が各地に生まれてきている。この際金融機関はこれをどう捉えるかという問題提起をしている。さらに、「市民ファンド」と協同組織金融機関とはともに組合であることか

ら両者の関わりを今後いかに考えて行くべきか、協同組織の意識変化が必要であろうという重要な指摘をおこなっている。

第2節では、「営利を目的とせず、社会的課題（高齢社会、子育て、食、教育、環境問題、社会的弱者支援など）にビジネスの手法を用いて取り組む事業体」である社会的企業（ソーシャルビジネス）の活動の実例（例えばバングラデシュのグラミン銀行等）やNPOバンクの経験から、労働金庫との提携、協同の可能性を提案している。

第3節では、報告者の実際の経験に基づいて、社会的構造問題から貧困を考え、労働金庫がこの問題解決にいかに関わり得るかという貴重な意見を提示されている。今後の労働金庫の活動分野として重要な課題提起である。

第4節では、協同組織金融機関ではないが「環境・社会的価値を重視して金融活動をおこなっている」海外の社会的銀行（オランダのトリオドス銀行など）の活動の実態を紹介し、労働金庫のこれからを検討する際の検討課題を提供している。

第3章「労働金庫の役割発揮に向けて」は、現在の労働金庫が抱えている課題とそこで果たすべき役割を正面から取り上げている。

第1節では、働く人を取り巻く環境が大きく変化し、多くの社会的課題が生じてきている。この課題はこれまで取り上げてきた課題とは異なり、労働金庫が本来の事業として取り組むべき問題である。労働金庫が、労働組合組織というつながりを金融機能に生かして社会関係資本の形成に努め、移住者、転勤者をサポートするコミュニティの形成、さらに外部組織（NPO、社会的企業など）とのコラボレーションを増強するためのプラットフォームの整備に努める必要を指摘している。

第2節では、金融機関が他の金融機関との競争環境が一層激化するもとでは、既存顧客の生活意識、金融行動の把握だけでなく、顧客基盤になりうる組合員、非組合員それぞれについて消費者への理解を深めるというマーケティングの発想転換が必要であり、そのために顧客の視点からの分析を通じて、今後の労働金庫の経営革新の方策を示している。すなわち消費者が「労働金庫だから」取引するという共感を持たせるポジショニングの明確化が必要であるとしている。

第3章の後半たる第3節と第4節では、労働組合および労働金庫の中央組織の問題点と課題を論じている。労働金庫が、これまでの「共益」から「公益」へ一歩踏み出し、そこにネットワークを創成し、プラットフォーム機能を果たすことで社会での一般的信頼を獲得することが今後の労働金庫および中央組織に必要であると今後の方向を示している。

終章たる第4章「金融制度上の論点整理と今後の課題」では、3人の識者からのレポートで提示された法制度に係る問題点や協同組織金融機関としての基盤であるコモンポンドに関する考え方、研究会論議における法制度に係る論点と課題を整理している。

研究会は労働金庫、協同組織金融関係に限定せずNPOバンク、消費者問題、国内的な問題に加え、海外の事例を求め、広く欧米などの協同組合銀行、クレジット・ユニオンや社会的銀行の例を取り上げて検討することができた。協同組織金融や法律関係等の研究者からも論文提出をして頂いたが、研究会にもほとんどの方々が討議に参加して下さったことで研究会が一層実りあるものとなり、報告書作成にとっても有意義であった。

本報告書が、参加研究会委員それぞれのご尽力、ご協力によってこれからの労働金庫の発展に多くの示唆を与えるものになったものと思う。これを土台として業界において論議

を重ねられ前へ進んでいただく一助になることを願うものである。

最後に、全国労働金庫協会の役職員の方々特に担当された事務局の方々また研究会委員各位に、感謝申し上げます。

【参考文献】

本山美彦（2009）『金融権力』岩波書店

一（2012）「金融危機後の世界経済の構造的問題点と労働金庫への期待」全国労働金庫協会 第5回「これからの労働金庫のあり方を考える研究会」（2012年1月31日）講演資料および講演録